

○熊本県立図書館設置条例

(昭和 26 年 10 月 11 日条例第 60 号)

改正 昭和 45 年 3 月 31 日条例第 34 号 昭和 60 年 9 月 30 日条例第 50 号

平成 27 年 3 月 20 日条例第 31 号 令和 5 年 12 月 26 日条例第 34 号

熊本県立図書館設置条例を公布する。

熊本県立図書館設置条例

(設置の目的)

第 1 条 教育と文化の発展に寄与するため、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 10 条の規定に基づき、熊本県立図書館(以下「図書館」という。)を熊本市に置く。

(組織)

第 2 条 図書館に館長のほか、司書、司書補、事務職員、技術職員及びその他の職員を置く。

(くまもと文学・歴史館)

第 3 条 熊本ゆかりの文学及び熊本の歴史に関する資料の収集、保存、展示等を行い、もって熊本の文学の振興及び熊本の歴史の継承に寄与するため、図書館にくまもと文学・歴史館を置く。

2 くまもと文学・歴史館に、文学・歴史館長を置く。

(こども本の森熊本)

第 4 条 子どもの豊かな感性と創造力を育む読書の機会を提供するため、図書館にこども本の森熊本を置く。

2 こども本の森熊本に、こども本の森熊本館長を置く。

(雑則)

第 5 条 この条例に定のあるものを除く外、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 25 年 7 月 30 日から適用する。

附 則(昭和 45 年 3 月 31 日条例第 34 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 60 年 9 月 30 日条例第 50 号)

この条例は、昭和 60 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 20 日条例第 31 号)

この条例は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

附 則(令和5年12月26日条例第34号)

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。